

大 個 審 第 1 2 号
(答 申 第 5 1 号)
平成 1 5 年 1 2 月 8 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 1 5 年 1 2 月 3 日付け I T 第 1 6 5 6 号で諮問のありました「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」(平成 1 4 年法律第 1 5 3 号。以下「公的個人認証法」という。)に基づく「公的個人認証サービス」における大阪府個人情報保護条例第 8 条第 3 項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものとして認めましたので、答申します。

記

- 1 電子証明書の発行記録、失効情報及び失効情報ファイルの電子計算機処理等を行うに当たり、これらの情報の漏洩、滅失、き損の防止等適切な管理のために必要な措置を講じるなど、公的個人認証サービスにおけるセキュリティ対策に万全を期すること。
また、公的個人認証サービスにおいて使用される総合行政ネットワークの運営に当たっては、当該ネットワークを用いて送信される個人情報の保護に万全を期すること。
- 2 公的個人認証サービスの利用者が、その内容を十分理解した上で本サービスの利用を行うことができるよう、広く本サービスの内容について周知・啓発を行うこと。
また、本サービスの利用者に対しては、電子証明書が格納されたカードの他人への貸与、パスワード及び秘密鍵(利用者署名符号)の漏洩等がなされないよう、本サービスにおける自己情報について適切な管理を求めること。
さらに、本サービスの健全な運営のため、電子証明書等本サービスにおける個人情報の利用に関しては、公的個人認証法の目的に適合したものでなければならないことについて、利用者はもとより、民間事業者、府民等に対し、周知徹底に努めること。

- 3 指定認証機関において適正な個人情報の取扱いが確保されるよう、その運用を厳格に監視し、必要に応じ、公的個人認証法に基づく報告の徴収等を行うこと。
- 4 署名検証者が保有する電子証明書及び失効情報等の個人情報が、公的個人認証法に明記された目的以外の目的に利用され、又は提供されることがないように、署名検証者に対し徹底させること。
- 5 市町村が電子証明書の発行申請者の利用者確認及び申請者への電子証明書の提供等の事務を行うに当たっては、その取り扱う個人情報の厳格な管理が図られるよう大阪府として必要な協力を行うとともに、市町村担当職員との情報交換、協議の場を設けるなど市町村と緊密な連携を保つこと。
- 6 公的個人認証サービスにおいて取り扱われる個人情報について、漏洩等不適正な取扱いが行われた場合の対応方策を十分検討し、万が一このような事態が発生した場合には、迅速かつ的確に対応すること。
- 7 公的個人認証サービスの利用者数、失効情報等の提供状況、大阪府又は指定認証機関に対する自己情報開示の運用状況、監査の結果等本サービスの運用状況について、適宜、本審議会への報告を行うこと。
- 8 今後、公的個人認証サービスの内容が変更される場合は、本審議会と協議し、必要に応じ、改めて本審議会に諮問すること。